

6月市議会に先立ち日本共産党市議団が議会運営委員会に提案した意見書は「外国につながる児童生徒の日本語習得のための教員配置基準の見直しを求める意見書(案)」「学校給食の無償化を求める意見書(案)」の2本です。

今号では「学校給食の無償化を求める意見書(案)」の全文を紹介します。

学校給食の無償化を求める意見書(案)

日本国憲法第26条において義務教育は無償とすると定めている。学校給食は学校給食法第1条に「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」として教育の一環であることが位置付けられている。

文部科学省によると全国の小・中学生の保護者が負担している給食費の年間総額が約4,400億円であり、本市においても学校給食費は各家庭の自己負担となっており、特に多子世帯においての負担は大きい。

学校給食法第11条は「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費以外の学校給食に要する経費は児童又は生徒の保護者負担とする」としているが、文部科学省は「地方公共団体が補助金導入にあたり、学校給食法の趣旨は設置者の判断で保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示している。そうしたこともあり、物価高騰や子どもの貧困などを背景に、学校給食の役割に注目した自治体の中で無償化の動きが広がっており約3割の自治体を実施している。こうして地方自治体が独自に行っている努力を国としては後押しすべきである。よって、国として、公立小学校や中学校の給食費(食材費)の保護者負担を全額補助して学校給食の無償化に責任を果たすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

知っ得情報

川口市既存ブロック塀等 安全対策補助金について

本市では、倒壊するおそれのある既存ブロック塀等から通学途中の児童生徒を守るため、通学路(学校長が定める児童生徒が小学校または中学校へ通う道、学校長が定める児童生徒が小学校または中学校へ通う道)に面する危険なブロック塀等の撤去、及び改修工事費の一部を所有者に対し補助する補助金制度があります。

今年度は600万円の予算となっています。昨年は12月18日には600万円の予算に達したため申請受付が終了している現状です。詳細については、建築調査係または党市議団までお問い合わせください。 **建築安全課建築調査係 電話048-242-6367**

1. 対象工事について

【ブロック塀】(以下の全てを満たすこと)

- (1)通学路に面したものであること。
- (2)道路地盤面からの高さが60cmを超え、亀裂、傾き等により倒壊の恐れがあること。
- (3)国又は地方公共団体が所有していないこと。

【撤去工事】

撤去工事とは全部撤去又は部分撤去のことを言い、部分撤去に関しては道路地盤面からの高さを60cm以下にする場合に限る。

【改修工事】(以下の全てを満たすこと)

- (1)建築基準法第44条に違反しないこと。
- (2)安全な基礎に緊結すること。
- (3)軽量フェンスの下部にコンクリートブロック等を設置する場合は、道路地盤面からの高さを60cm以下とし、かつ、軽量フェンスとコンクリートブロック等、コンクリートブロック等と基礎をそれぞれ緊結すること。
- (4)擁壁を基礎とする場合は、軽量フェンス等の自重、軽量フェンス等が受ける風荷重、地震荷重等を考慮した上で、擁壁の安全性を確認すること。
- (5)その他建築基準関係規定に違反しないこと。

2. 補助額について

【撤去工事】

見付面積1㎡に対する上限額は、全部撤去工事12,000円、部分撤去工事10,000円とし、補助対象経費の2/3または30万円のいずれか少ない額。

【改修工事】

設置長さ1mに対する上限額は、基礎を新設する改修工事28,000円、その他の改修工事17,000円とし、補助対象経費の2/3または20万円のいずれか少ない額。

新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2024年6月23日 No.1748

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

日本共産党市議団が福祉・教育の充実、いのちを守り人権を尊重するまちづくりを求め一般質問

6月13日の一般質問では日本共産党から松本さちえ議員が一般質問を行いました。質問の項目をお知らせします。

また、一般質問は市議会ホームページよりインターネットで録画視聴できます。

1 障害者施策について

- ① 肢体不自由児の特別支援学校の設置にむけて
 - ア 肢体不自由児も通学できる特別支援学校を市内に設置することについて
 - イ 特別支援学校を設置するまでの間、通える教室の設置を
- ② 議案第85号川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例の一部改正にかかわって
 - ア 医療的ケアや重度障害者の方が利用できるようにするために
 - イ 19人規模の短期入所施設の運用について
 - ウ 新たな短期入所施設の運営に市内の障害福祉事業者の協力を求めること
- ③ 特別支援学級の全校設置を

2 外国人居住者の人権を守るために

- ① ヘイトスピーチの解消に向けた市の取り組みを
- ② 日本語指導の充実を
 - ア 日本語指導が必要な児童生徒数に基づく教員数の配置基準の見直しを国に求めること
 - イ 今後の支援策について
- ③ 健康保険への加入で医療を受ける権利を保障すること
 - ア 市内の病院の実態把握を
 - イ 仮放免者も含め健康保険その他の行政サービスを受けられるよう国に働きかけること

3 ジェンダー平等の施策を

- ① パートナースhip制度を
- ② 防災での女性リーダーの役割について周知し育成を
 - ア 防災会議委員・防災リーダーの女性比率の現状は
 - イ 女性防災リーダーの育成と役割の周知について

4 公共交通の充実について

- ① コミュニティバス運行について
- ② 市内路線バスの状況について
- ③ デマンド交通の併用について
- ④ 地域公共交通事業者への支援策を
 - ア バス・タクシー事業者への支援について
 - イ 運転手確保のための自動車運転免許の二種免許取得への補助制度を

5 教育環境の整備を

- ① 市立幼稚園の今後について
 - ア 市立幼稚園の在り方にかかわる検討結果について
 - イ 市立幼稚園での教育環境や保護者ニーズに応えること
- ② 学校の過密化解消を
- ③ 教職員の確保と処遇改善を
 - ア 2024年度の市内小中学校の教員不足の状況は
 - イ 臨時的任用教員の処遇改善について
- ④ 学校給食について
 - ア 学校給食費の保護者負担を引き上げないこと
 - イ 給食食材の選定について
 - (ア) 地場産物の活用を増やすこと
 - (イ) 食材の安全性について

6 国民健康保険事業の市町村の自主性を

7 子どもに寄り添った保育を

- ① UR川口並木町跡地を活用し公設公営保育所の増設を
- ② 保育士の配置基準の改正に伴った対応を
- ③ 保育士処遇改善へ

8 市立美術館の運営について

- ① 議案第83号川口市立美術館設置及び管理条例にかかわって
 - ア 指定管理者制度を適用する理由について
 - イ 人材の継続性、連続性の確保について
 - ウ 運営の公平性、公益性、公共性について
 - エ 観覧料について
- ② 社会教育としての美術館の在り方について
- ③ 収蔵美術品の選定と購入について

7月の無料 法律相談

主催：日本共産党
川口市議会議員団

◎日時／7月9日(火) 18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所 2F
川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

事前に電話予約の上、お越しください。
申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。